

四日市市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

四日市市議会議長 川村 幸 康

四日市市議会規則第1号

四日市市議会会議規則の一部を改正する規則

四日市市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後			
別 表（第159条関係）			
名 称	目 的	構 成 員	招 集 権 者
(略)			
決算常任委員会理事会	決算常任委員会における運営等の事項に関し協議又は調整を行うこと。	決算常任委員会正副委員長、総務常任委員長、教育民生常任委員長、産業生活常任委員長、都市・環境常任委員長並びに各会派及び3人に満たない団体から選出された議員	決算常任委員長
<u>4 常任委員会報告会</u>	<u>総務常任委員会、教育民生常任委員会、産業生活常任委員会及び都市・環境常任委員会における所管事務調査等に関する報告、質疑及び協議を行うこと。</u>	<u>全議員</u>	<u>議長</u>

議会報告会	議会活動について市民等に対し報告等を行うこと。	全議員	議長
-------	-------------------------	-----	----

改正前			
別表（第159条関係）			
名称	目的	構成員	招集権者
(略)			
決算常任委員会理事會	決算常任委員会における運営等の事項に関し協議又は調整を行うこと。	決算常任委員会正副委員長、総務常任委員長、教育民生常任委員長、産業生活常任委員長、都市・環境常任委員長並びに各会派及び3人に満たない団体から選出された議員	決算常任委員長
議会報告会	議会活動について市民等に対し報告等を行うこと。	全議員	議長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。